

過年度遡及修正専門委員会における検討状況

本日も議論いただきたい主な内容

- ・ 範囲～個別財務諸表上の適用上の論点（第３項関連）
- ・ 定義～「会計方針の変更」と「表示方法の変更」（第４項（１）、（２）、（５）、（６）及び第４２項）
- ・ 遡及適用等が実務上不可能な場合（第８項、第５７項）
- ・ 無形固定資産の償却方法の変更に関する取扱い（第２３項）
- ・ 重要性に関する記述（第３１項）
- ・ 会計方針の変更に該当しない場合（第５４項、ＣＦ計算書上の変更の扱い含む）
- ・ 他の会計基準等の修正（四半期、セグメント開示関係）

（前回ご説明の対象としたため、今回は説明の対象外としている項目）

- ・ 未適用の会計基準等に関する注記の取扱い（第１６項、第６１項）
- ・ 誤謬の修正再表示が実務上不可能な場合の取扱い（第２５項から第２７項、第８３項から第８４項）

（次回以降にご説明を予定しているその他の主な項目）

- ・ 他の会計基準等の修正（四半期、セグメント開示関係以外）
- ・ 適用時期及び経過的取扱い（既に公開済みの会計基準の取扱いを含む）
- ・ 適用指針（基本的には現在提示の会計基準案のうち、適用指針とすることが適切と考えられるものを分離することにより対応する予定）

以上